

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700035 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700071 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月26日

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。
調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細表 2002年度分」（写）、同社の回答及びB銀行C支店から提出された請求者に係る普通預金元帳（写）により、請求者は、平成15年6月26日に同社から1,890万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の3第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（10万1,850円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できるが、i) 同社は、請求者は社会保険事務には関与しておらず、請求期間当時の社会保険事務の責任者は別の役員（代表取締役）であったと回答していること、ii) 当該閉鎖事項全部証明書において、請求期間当時、複数の代表取締役がいることが確認できるところ、同社の有価証券報告書によると、請求者の役名は「代表取締役副社長」、職名は「D担当」となっており、経理、人事は別の役員（代表取締役）が担当していたことが確認できること、iii) 請求者の同僚も、請求者は技術畠の人で給与や社会保険事務には関与しておらず、人事、財務、給与は別の役員（代表取締役）が担当していたと陳述していることから、厚生年

金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月26日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700065 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700072 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「賞与支給明細表 2002 年度下期分」（写）、同社の回答並びにB銀行C支店から提出された請求者の普通預金元帳（写）により、請求者は、同社から請求期間に 720 万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（10 万 1,850 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、請求者はD部のD部長であり、社会保険関係の事務には関与していないかったと回答しており、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 4 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700075号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700073号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を65万4,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

A社から、育児休業期間中であった平成15年7月4日に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与明細支給表 2002年度下期」(写)、A社の回答及び複数の同僚の預金通帳(写)により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(65万4,000円)を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表 2002年度下期」(写)において確認できる賞与額から、65万4,000円とすることが必要である。